

最終到達度検証試験の出題趣旨とポイント解説

2021年1月15日

松岡 久和

【出題趣旨】

設問Ⅰの(1)(2)は、契約が成立しているか否かを問題にしている。私が最近かかわりをもったある事件の関連で参考にした東京地判平5年12月24日判タ855号217頁<LEX/DB 27825682>をベースにしている。(3)は典型的対抗問題と不法行為責任の成否がポイントとなる付加的な基本問題のつもりである。

設問Ⅱは、授業で取り上げた遺言をめぐる相続問題の復習のつもりで、(1)では、「相続させる」旨の遺言の解釈と遺留分侵害額請求権、(2)では、債務の相続を問題にする。

【ポイント解説】

〔設問1〕

(1)の本件売買契約の成否については、肯定・否定いずれも成り立ちうるように思う。いずれにしても事実を摘示して説得的に論じて欲しい。

そのうえで契約が成立しているとすれば、Yによる履行不能としてXは契約を解除して、手付倍戻しを請求することになる（手付が損害賠償の予定であるとすれば、それ以上の損害賠償請求は少々難しいかもしれない）。Yは、Xの契約書提示の方が合意された調整をふまえていないとしてXに債務不履行があり、黙示の契約解除と手付没収を主張するだろう。

契約が成立していないと評価される場合には、Xは、不当利得として手付の返還を請求し、さらに信義則に反するYの不誠実な交渉態度を理由に契約締結上の過失があるとして損害賠償請求をするだろう。YはXの方にこそ不誠実な交渉態度があったとして争うだろう。このあたりは法的な構成力を問うている。

(2)の金銭消費貸借契約については、領収書の記載やXYの言動から返還約束が存在せず、契約はなり立たない。条文を摘示して何が判断の決め手になるのかを明示していただきたい。

(3)は、XY間の契約成立の場合には典型的な対抗問題になる。Zが先に登記を備えているので、Zが背信的悪意者であるとはいにくい本件事実関係からは、Xは所有権取得を主張できない。他には、契約あるいは債権侵害の不法行為の成否も問題になりうるが、判例・通説によれば責任は認められない。XY間の契約不成立の場合には、Zが完全に所有権者となり、不法行為責任も認められないだろう。

〔設問2〕

(1)は、まず「相続させる」旨の遺言の趣旨が問題になる。相続権のあるD・E・Gに対しては、相続分の指定を含む遺産分割方法の指定であるが、相続権のない重婚的内縁の配偶者Fに対しては、無効ではなく土地・建物の2分の1の持分権の遺贈の趣旨であると解されよう。

Yの相続財産は土地・建物1億円＋預貯金3億円－債務1億円＝3億円であり、Dの遺留分

額は、3億円×2分の1×2分の1=7500万円である。遺言によれば、Dは1億円の預貯金を承継し、1億円の債務の2分の1の5000万円を負担するので、2500万円分侵害されていることになる。Eの遺留分額は3750万円ですら侵害されておらず、法定相続分に等しい7500万円を得ているので侵害責任もない。Fは5000万円相当の遺贈を受けており、Gは法定相続分7500万円を超えて1億2500万円を承継しているため、Dに対して侵害責任を負う。改正法では遺留分侵害額請求権は金銭請求権なので、FGの不動産所有権の取得には影響しない。

(2)の債務の負担については、遺言処分に与らないYの債権者は、法定相続分に応じてDに5000万円、Eに2500万円、Gに2500万円を請求できる。ただ、共同相続人間では受けた利益に応じて負担するべきであり、Yはそれを承認して各自に請求してもよい。(1)の結果、 $D : E : G = 7500 : 7500 : 1億2500 = 3 : 3 : 5$ となり、Yに対して負担以上に支払った者は他の共同相続人に対して求償できる。